

農地法第3条許可申請に係る添付書類(主なもの)

南部町農業委員会

		添付書類	備考
共 通 ※法人の場合を含む。		土地の登記事項証明書（全部事項に限る）、 公図	法務局で発行された証明書のみ有効
		譲受人についての耕作証明書	南部町外の方が取得しようとする場合に必要（在住する市町村の農業委員会で発行されたもの）
		その他参考となるべき書類	
法人の場合	共 通	法人の登記事項証明書	設立準備中の場合は、設立 が確実なことを証明する書 面
		定款又は寄附行為の写し	
	農地所有適格法人 の場合	組合員名簿又は株主名簿の写し	
		農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づく承認会社が構成員である場合には、当該承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し	
		関連事業者がいる場合には、その法人と構成員との間で締結された契約書の写し等その構成員が関連事業者であることを証する書面	
		関連事業者との連携について農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合は、認定を受けたことを証する書面の写し	
	農地所有適格法人 以外の法人の場合	農地を適正に利用していない場合に賃借を解除する旨の条件その他農地又は採草放牧地の適正な利用を確保するための条件が付されている契約書の写し	農地を明け渡す際の原状回復義務が誰にあるか、原状回復の費用は誰が負担するか等の記載があるものに限る。
		農業に常時従事する業務執行役員（農地法第3条第3項第3号）の業務執行の権限を確認できる定款、法人の登記事項証明、法人の代表者が発行する証明書等	

※留意事項

許可要件の判断に必要と認められる場合には、上記以外の添付資料の提出を求めることがあります。